

特許料等及び国際出願に係る手数料等の特例措置



制度概要

特許法に基づき、福島イノベーション・コースト構想の重点分野^{※1}において、認定福島復興再生計画で定める福島国際研究産業都市区域^{※2}の中小企業者等が新技術の開発に関する試験研究等を進める事業について、対象期間内に出願する新たな特許に係る国内特許の特許料等や国際出願に係る手数料等を軽減するもの。

※1 廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の6分野

※2 浜通り地域等の15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）の区域

支援内容

【国内出願】

出願審査請求料、特許料（1～10年）：1/4に軽減

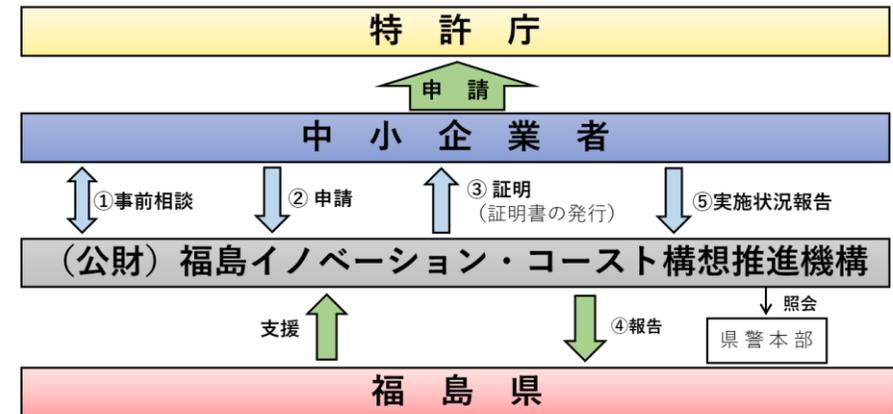
【国際出願】

送付手数料・調査手数料、予備審査手数料：1/4に軽減

国際出願手数料、取扱手数料：納付金額の3/4相当額を交付

※ 国際出願の場合、日本の特許庁に日本語で国際出願する時が対象

〈事務スキーム〉



対象事業者

福島イノベーション・コースト構想の重点分野の各分野に係る事業を実施するとともに、以下のいずれかに該当する中小企業者

- ◆ 福島国際研究産業都市区域内に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業
- ◆ 福島国際研究産業都市区域内の企業、国立研究開発法人、公設試験研究機関、高等教育機関と連携する日本国内の企業

期間

認定福島復興再生計画の期間の終了の日（2026年3月31日）から起算して2年以内に出願されたものに限る。

お申し込み・お問い合わせ先

(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構
産業集積部 産業連携支援課

〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階

Tel : 024-581-6890 Fax : 024-581-6898